



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 訓 令

○第46回米州開発銀行年次総会沖縄県推進本部設置規程（観光振興課）…………… 1

## 訓 令

- 沖縄県訓令第29号
- 沖縄県企業局訓令第3号
- 沖縄県教育委員会教育長訓令第6号
- 沖縄県警察本部訓令第16号
- 沖縄県議会訓令第5号

知 事 部 局  
 企 業 局  
 教 育 庁  
 警 察 本 部  
 県 議 会 事 務 局

第46回米州開発銀行年次総会沖縄県推進本部設置規程を次のように定める。  
 平成16年 8月19日

沖 縄 県 知 事	稲 嶺 惠 一
沖 縄 県 企 業 局 長	當 銘 直 通
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	山 内 彰
沖 縄 県 警 察 本 部 長	高 橋 清 孝
沖 縄 県 議 会 副 議 長	新 垣 哲 司

### 第46回米州開発銀行年次総会沖縄県推進本部設置規程

(設置)

第1条 第46回米州開発銀行年次総会（以下「IDB沖縄総会」という。）の円滑な実施を図るため、第46回米州開発銀行年次総会沖縄県推進本部（以下「IDB県推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 IDB県推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) IDB沖縄総会の円滑な実施を図るための県庁内部における総合調整に関すること。
- (2) IDB沖縄総会の受入れ態勢を整備するための県とIDB沖縄開催実行委員会との連絡調整に関すること。
- (3) その他IDB沖縄総会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 IDB県推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、IDB県推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 IDB県推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 IDB県推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、沖縄県観光リゾート局次長をもって充てる。

4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、会務を統括する。

6 幹事長は、必要があるときは専門家又は関係者を参考人として幹事会に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 IDB県推進本部の庶務は、観光リゾート局観光振興課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、IDB県推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年8月19日から施行する。

別表1 (第3条関係)

出納長
政策調整監
技監
企業局長
教育長
警察本部長
総務部長
企画開発部長
文化環境部長
福祉保健部長
農林水産部長
商工労働部長
土木建築部長
総務部知事公室長
企画開発部地域・離島振興局長
福祉保健部病院管理局長
商工労働部観光リゾート局長
総務部東京事務所長
企画開発部宮古支庁長
企画開発部八重山支庁長
議会事務局長
出納事務局長

別表2 (第6条関係)

企業局総務課長
教育庁総務課長
警察本部警備部警備第二課長
総務部総務私学課長
企画開発部企画調整室長
文化環境部生活企画・交通安全課長
福祉保健部福祉保健企画課長
農林水産部農林水産企画課長
商工労働部産業政策課長
土木建築部土木企画課長
総務部知事公室秘書課長
企画開発部地域・離島振興局市町村課長
福祉保健部病院管理局管理課長
議会事務局総務課長
出納事務局会計課長

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 松本印刷 〒900-0036 那覇市西1丁目3番2号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--